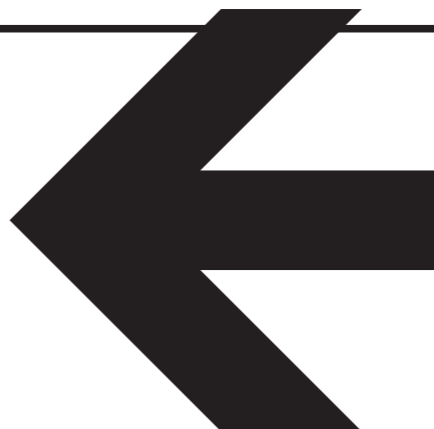


これまでの 3.11 これからの

2012年3月11日、東日本大震災の発生から1年。被災3県のこれまでの復興の歩みを振り返るとともに、街の再建を支援しているプランナーへの取材を元に被災地の現状とこれからの道のりをレポートする。

また、被災地で復興のために活動した設計者の証言を通して社会に対する設計者の役割をあらためて見つめ直してみたい。



復興への スタート ラインに 立つまで

震災から1カ月 動き出した市民有志

震災発生当初、津波被害に見舞われた東北地方沿岸部の多くの自治体では、行政機能が麻痺した。津波の犠牲となった役割職員も多く、人手が限られるなか避難所への対応やがれきの撤去など課題に追われる日々。震災から1カ月が経過しても行政に復興を考える余裕はなかった。

一方、市民のなかには被災直後から復興を意識し始め、混乱が続くなか復興に向けて行動を開始する人が出始めた。中心市街地が壊滅的な被害を受けた若手県陸前高田市でも、復興への強い思いを胸に市民有志が立ち上がった。

国	宮城	岩手	福島
<p>2011年3月11日</p> <p>東北地方太平洋沖地震が発生。日本における観測史上最大規模、マグニチュード9.0を記録。この地震により大津波（最大土高40・5m）が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。 〔全国被害〕 人的被害 死者1万5852人、行方不明者3287人 建物被害 全壊12万8716戸、半壊24万4991戸</p>	<p>3月14日 国土交通大臣より、(住)住宅生産団体連合会に対し、概ね2カ月で少なくとも約3万戸の応急仮設住宅を供給するよう要請</p> <p>3月29日 2011年度予算成立</p>	<p>3月13日 県内全域（仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市）1項に規定する特別措置を適用。これにより、災害により破損した建築物の応急の修繕や応急仮設建築物の建築において、災害が発生した日から1月以内はその工事に着手する場合については、建築基準法の規定は適用しないこととなる。 (住)プレハブ建築協会に対し応急仮設住宅1万戸の建設要請</p> <p>3月14日 〔宮城県被害〕 人的被害 死者9511人、行方不明者1754人 建物被害 全壊8万3332戸、半壊13万8755戸</p>	<p>3月14日 〔岩手県被害〕 人的被害 死者670人、行方不明者1313人 建物被害 全壊2万185戸、半壊4561戸</p>
<p>4月14日 東日本大震災復興構想会議の設置</p> <p>4月28日 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案（建築基準法84条の特例）の成立・施行</p> <p>5月2日 2011年度補正予算成立</p> <p>5月31日 国交省が街づくりの構想を検討するための直轄調査を発注</p> <p>6月20日 東日本大震災復興基本法が成立</p> <p>7月25日 2011年度第2次補正予算成立 政府の復興基本方針決定</p> <p>7月29日 2011年度第4次補正予算成立</p>	<p>4月1日 県内全域（仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市）1項に規定する特別措置を適用。これにより、災害により破損した建築物の応急の修繕や応急仮設建築物の建築において、災害が発生した日から1月以内はその工事に着手する場合については、建築基準法の規定は適用しないこととなる。 (住)プレハブ建築協会に対し応急仮設住宅3万戸の建設要請（2万戸追加） 建築基準法第84条による建築制限を実施（5月11日）</p> <p>4月8日 宮城県震災復興基本方針（案）公表</p> <p>4月11日 宮城県震災復興基本方針（案）公表</p> <p>4月16日 宮城県震災復興基本方針（案）公表</p> <p>4月19日 宮城県震災復興基本方針（案）公表（5月28日）</p> <p>4月28日 県内初の応急仮設住宅への入居開始（塩竈市）</p> <p>5月12日 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律1条1項及び2項に基づく被災市街地における建築制限を一部区域に適用（11月10日まで）</p> <p>6月17日 宮城県震災復興計画（第1次案）策定</p>	<p>4月9日 陸前高田市・第一中学校グラウンドで応急仮設住宅の入居開始 大船渡市が被災地での建築行為の自費を市民に要請</p> <p>4月10日 陸前高田市・釜石市で応急仮設住宅の建設工事着工</p> <p>4月15日 〔住)プレハブ建築協会・部会の応急仮設住宅が着工</p> <p>4月18日 被災した沿岸12市町村の津波浸水区域に、建築基準法39条に基づく災害危険区域指定の条例化を市町村に要請する考えを知らす</p> <p>4月25日 宮古市長が浸水域での建築行為の自費を市民に求める旨表明。条例化はせず</p> <p>4月27日 釜石市が浸水域での建築行為の自費を市民に求める旨表明。条例化は検討</p> <p>5月6日 公募による建設事業者が決定、公表</p> <p>5月9日 仮設住宅の必要戸数を1万8千戸から1万4千戸に見直す</p>	<p>8月11日 応急仮設住宅が全戸完成（1万3984戸） 〔岩手県東日本大震災津波復興計画策定〕</p> <p>8月11日 若手県東日本大震災津波復興計画策定</p> <p>8月17日 宮城県震災復興計画（最終案） 仙台塩釜港及び石巻港の復興・復興方針策定</p> <p>8月23日 仙台塩釜港及び石巻港の復興・復興方針策定</p> <p>9月12日 建築制限区域に指定している区域のうち、石巻地区が都市計画法10条の4及び被災市街地復興特別措置法5条の規定に基づき、被災市街地復興推進地域に指定される。これにより復興のための土地区画整理事業が決定されるまでの間、建築行為に対し一定の制限がかかること</p> <p>9月17日 宮城県震災復興計画（最終案） 仙台塩釜港及び石巻港の復興・復興方針策定</p> <p>8月23日 仙台塩釜港及び石巻港の復興・復興方針策定</p> <p>9月12日 建築制限区域に指定している区域のうち、石巻地区が都市計画法10条の4及び被災市街地復興特別措置法5条の規定に基づき、被災市街地復興推進地域に指定される。これにより復興のための土地区画整理事業が決定されるまでの間、建築行為に対し一定の制限がかかること</p> <p>10月18日 宮城県震災復興計画策定</p> <p>10月24日 宮城県震災復興計画策定</p> <p>11月1日 東松島市の一部地域が被災市街地復興推進地域に指定され、建築行為に制限がかかる</p> <p>11月4日 気仙沼市、名取市、女川町、南三陸町の一部地域が被災市街地復興推進地域に指定され、建築行為に制限がかかる</p> <p>11月11日 建築基準法39条に基づき、山元町が一部区域を災害危険区域に指定し、建築制限をかける</p>
<p>11月21日 2011年度第3次補正予算成立</p> <p>12月26日 東日本大震災復興特別区域法が施行 津波防災地域づくりに関する法律が施行</p>	<p>12月16日 建築基準法39条に基づき、仙台市が一部区域を災害危険区域に指定し、建築制限をかける</p> <p>12月21日 宮城県震災復興住宅計画策定（2011～15年度までの5年間で約1万2千戸を整備。県による市町に対する建設支援約5千戸。うち、県営災害公営住宅約1千戸）</p> <p>12月26日 応急仮設住宅が全戸完成（2万2095戸） 県内の全避難所が閉鎖</p> <p>12月30日 宮城県震災復興推進事業（二重口J）対策補助申請の受付開始 寒さ対策工事が完了</p> <p>1月13日 宮城県震災復興推進計画（宮城県震災復興推進計画）を県内34市町村と共同申請</p> <p>1月15日 復興推進計画（健康・医療・福祉特区）を若手県と県内の全33市町村が申請</p>	<p>10月7日 県内の全避難所が閉鎖</p> <p>10月5日 若手県住宅復興の基本方針策定（2011～13年度で災害復興公営住宅など約4千555戸の完成をめざす。2014～16年度で民間持家・賃貸住宅を1万2千～1万3千戸完成させると）</p>	<p>10月7日 県内の全避難所が閉鎖</p> <p>10月5日 若手県住宅復興の基本方針策定（2011～13年度で災害復興公営住宅など約4千555戸の完成をめざす。2014～16年度で民間持家・賃貸住宅を1万2千～1万3千戸完成させると）</p>
<p>12月27日 東日本大震災復興特別区域法が施行 津波防災地域づくりに関する法律が施行</p>	<p>12月27日 建築基準法39条に基づき、新地町が一部区域を災害危険区域に指定し、建築制限をかける</p> <p>12月28日 福島復興計画（第1次）策定 県内の全避難所が閉鎖</p>	<p>10月31日 建築基準法39条に基づき、相馬市が一部区域を災害危険区域に指定し、建築制限をかける</p>	<p>9月30日 緊急時避難準備区域が解除される</p> <p>9月5日 建築基準法39条に基づき、南相馬市が一部区域を災害危険区域に指定し、建築制限をかける</p>
<p>2月3日 被災市町村への技術職員160人の派遣決定（国交省）</p> <p>2月8日 2011年度第4次補正予算成立</p> <p>2月10日 復興庁が発足</p> <p>2月10日 福島復興再生特別措置法が閣議決定</p> <p>2月13日 復興まちづくり人材バンクへの専門家登録開始</p>	<p>2月9日 復興推進計画（民間投資促進特区）設定 復興庁発足にともない、仙台市に宮城復興局、気仙沼市・石巻市に支所を設置</p> <p>2月6日 復興推進計画（産業再生特区）を県が申請</p> <p>2月8日 陸前高田市が一部地域を被災市街地復興推進地域に指定。市街地の早期復興を図るために、定期間の建築制限がかけられる</p> <p>2月9日 復興推進計画（保健・医療・福祉特区）設定 復興庁発足にともない、盛岡市に若手復興局、宮古市・釜石市に支所を設置</p>	<p>2月10日 復興庁発足にともない、盛岡市に若手復興局、宮古市・釜石市に支所を設置</p>	<p>2月10日 復興庁発足にともない、福島市に福島復興局、南相馬市・いわき市に支所を設置</p>

参考：「2011年東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置（2012年2月21日現在）」（警察庁緊急災害警備本部）／「宮城県における応急仮設住宅の建設に関する報告～東日本大震災への対応状況～」（宮城県土木部住宅課）／「復興実施計画における主な取組の進捗状況」（若手県復興局）／「東日本大震災津波対応の活動記録～若手県における被災者の住宅確保等のための5か月間の取組み～」（若手県県土整備部建築住宅課）／首相官邸HP／国土交通省HP／復興庁HP／宮城県HP／若手県HP／福島県HP／各市町村HP／若手日報HP／河北新報HP／福島民報HP
監修：国土交通省都市局総務課長 佐々木晶二

4月7日、復興支援のあり方を探るために被災地を訪れていた街づくりプランナーの神谷秀美氏（マヌ都市建築研究所）は、入つてに市民有志・菅野広紀氏の存在を知り、彼のもとを訪ねることになる。「出会ったその日に、4時間にとどまり、多くの賛同者が集まった。4月17日、彼らとともに再び陸前高田市を訪れた神谷氏は、市民有志ワークショップを開催（写真1）。今必要なこと・できることとして、災害FM局の開設や入浴移送サービスの提供などが検討された。

こうして、復興へ向けた市民活動がスタートした。FM局の運営を担うNPO法人を設立するため、5月11日に申請書を市へ提出。大船渡市の民宿の協力を得て入浴移送サービスも開始された。震災から2カ月後、街づくりの専門家らの協力のもと、市民を中心とした復興体制の核ができた。

この悪循環を断ち切るにはどうすればいいのか。神谷氏は、行政と市民の間をとりもつプランナーの必要性を感じている。一方、なんとかして情報を得たい市民は、被災地支援のためにやってきた専門家やNPOらに声をかけ、独自に行動を起こしている。昨年末に復興特区法が施行され、市民は今、国の新しい枠組みについて猛勉強しているという。しかし、知識を蓄えた市民から行政に要望が出されたところで、「行政はそれを市民からの圧力に感じるのではないか」と神谷氏は危惧する。専門家らのバックアップがある市民に対して中途半端な発言はできないと構えてしまい、行政はますます口をつぐむ。それによって市民の不安はさらに増大する、という悪循環が生まれている。



写真1 ワークショップの様子。市民有志6名と専門家らの支援グループとが陸前高田の復興に向けて語り合った

国の支援を受けて復興計画策定に着手

同じ頃、国土交通省は被災した自治体の復興計画策定の支援に向けて、街づくりの構想を検討するための調査業務に乗り出した。この業務では、津波で被災した市町村の被災状況を調査したうえで、まず地元市民の意向を把握し、市街地の復旧・復興の方向性を検討。次に、市街地の復興構想の素案を数パターン作成して比較検討を行った。その結果をもとに市民の意向を再度把握し、絞り込んだ1案を修正案として整理する、という

流れで行われた。津波被害を受けた沿岸部の多くの市町村がこの構想をベースに復興計画を策定した。この調査業務は国交省から業務委託を受けた民間の建設コンサルタント企業などが実施。伊藤義之氏（建設技術研究所）は、岩手県釜石市でこの調査業務にあたった。「釜石市では震災前から中心市街地の活性化について市民と行政が話し合うためのワークショップを開催するなど、行政が市民の意向を直接聞く土壌があった」と話す伊藤氏。釜石市では、5月中旬の段階で復興に対する市民の意見を聞くための懇談会を地区ごとに開催している。2カ月に一度のペースで復興計画策定の状況を市民に説明する場を設けた同市では、震災から1年の時点で被災した21地区全てで市の復興街づくり計画に対する合意形成ができてきているという。

情報に飢える市民

一方、震災後すぐに市民有志が復興に向けて動き出した

陸前高田市では、次第に市民と行政との間に軋轢が生じ始めていた。市民有志を支援する神谷氏は、「市は、夏頃に国交省の直轄調査をベースに復興計画の素案を検討していたが、まだ個別の集落にまで手が届いていなかった。中心市街地から外れている集落は情報を得ることすらできず、住民たちは取り残された感覚に陥ってしまった」と語る。

岩手県の応急仮設住宅が全戸完成した8月、神谷氏は同市要谷地区の自治会長から高台への集団移転について相談を受けた。「国の『防災集団移転促進事業』を利用して高台移転することが可能なので、市に相談してはどうかとアドバイスをした」という神谷氏。すると、市民からその事業について勉強したいという声が上がったため、勉強会を開催することとなった。

噂を聞きつけ、勉強会には広田湾を挟んだ反対側の広田半島の住民も参加。自分たち

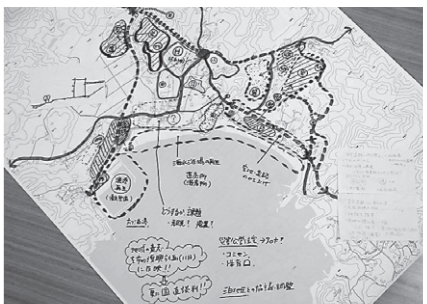


写真2 広田半島の住民の意見を地図上に整理した復興マップ

の地区でも勉強会を開いてほしいという住民の声を受け、神谷氏は広田半島を訪れた。「これまで、がれき撤去の支援などはあったが、これからの暮らしをどうするかということに対する支援がほとんどなかったため、市民は情報に飢えていた」と当時を振り返る神谷氏。勉強会では、住民から高台に安全な道路をつくりたいという声上がり、それらの意見を整理して復興マップを作成した（写真2）。

市民と行政との間に溝

行政から市民に対する情報提供が不十分になってしまっ

この悪循環を断ち切るにはどうすればいいのか。神谷氏は、行政と市民の間をとりもつプランナーの必要性を感じている。

市民と行政をつなぐ街づくりプランナー

宮城県仙台市東部に位置する南蒲生地区には、市民の支援者であり行政と市民との調整役も担う街づくりプランナーがいる。榊原進氏（都市デザインワークス）だ。榊原氏は震災前から「仙台市まちづくり支援専門家派遣制度」の街づくりコンサルタントとして仙台市の街づくりに関わっていた。市から派遣されるかたちで、1月から南蒲生町内会による復興街づくり計画の策定を支援している。

東西に長い町内会は、災害危険区域の住民と区域外の住民とに二分されている。市から現地再建方針を示された災害危険区域外の住民のなかには、移転を希望したり判断に迷っていたりする住民もあり、復興計画策定には意見の調整

が必要となる。「1月15日、町内会に『復興部』が設立され、さまざまな立場の住民が一緒になって協議を重ねている。復興部がつくる素案をもとに全住民が参加できる報告会で話し合いを行い、3月末までに市に復興基本構想を提出する予定」と話す榊原氏。素案作成に必要な資料の提供や住民から上がった意見の整理などを行い、復興部を支援している。復興部の会議には毎回仙台市の職員も参加。榊原氏は、行政が住民に誤解を与えないよう、分かりやすく意見を伝えるためのサポートもしている。

市民と行政、両者の代弁者である榊原氏だが、自分が前に出すぎないよう気をつけているという。「大切なのは『自分たちの街づくり』だと住民に意識させること」と語る。復興街づくりブログ

復興街づくりブログ



写真3 岡田復興まちづくりブログ (blog.canpan.info/okada/)。復興部での検討結果を住民自らが随時発信している

復興に向けて設計者ができることは

被災した各自治体の復興計画がほぼ出そろい、小規模な地区単位での復興計画策定とともに、事業実施に向けた計画の具体化を行う段階に入った被災地。街の再建に向けて、スタートラインに立ったばかりだ。これから、設計者は復興街づくりにどのように関わっていかれるだろうか。神谷氏はこう話す。「陸前

高田市は気仙大工の里。気仙大工の技術をうまく生かした建築や街並みづくりを考えていきたいという市民はたくさんいる。設計者には、被災集落の地域特性に合ったプランを提案してほしい。」

榊原氏も同じ考えだ。「南蒲生は農村集落。共同で農業を行いながら、住民どうし支えあって生きてきた。共有で使えるスペースのある家など、住まい方そのものを提案してみてもいいだろうか。」

「地域材を使った家や高齢者の多い集落に適した家などはもちろんだが、だれでもつくられるプロダクトハウスのようなものを設計者が提案し、地域の工務店がつくるという仕組みができれば面白いのでは」と話すのは伊藤氏。今後は、さまざまなアイデアをもつ設計者と地域住民をつなぐ仕組みづくりが求められる。復興に向けて、設計者が活躍できるのはまさにこれからだ。被災地がスタートラインから踏み出す一歩を応援したい。

これまでの3・11
これからの3・11

設計者にできること — 4人の証言

被災地で復興のために活動した伊東豊雄氏、芦沢啓治氏、戸邊和美氏、関谷真一氏。4人の設計者がそれぞれの活動をおして得た震災に対する設計者の思いを伺った。

自然・コミュニティと向き合った建築を

— 伊東豊雄氏

伊東豊雄氏（伊東豊雄建築設計事務所）が中心となり構造設計者や家具デザイナーとともに進めてきた震災復興プロジェクト「みんなの家」。熊本県が支援し、伊東氏がコミッションを務める「くまもとアートポリス」の事業の1つとして、宮城県仙台市宮城野区福田町南1丁目公園の仮設住宅団地内に2011年10月に完成した施設だ。竣工から5ヶ月経った今、伊東氏の考える震災復興と建築についてお話を伺った。

東日本大震災後、仮設住宅の供給が進むなか、「被災者が必要とする空間とは何か」

を常に考えてきた伊東氏。規格化された仮設住宅は最低限の個人の生活空間を提供するものであり、もっと人間らしい居心地のよい場所を追及して完成したのが「みんなの家」だという。

「どんなに辛い極限の状態でも、人間は周りの人々とかかわりをもととします。特に避難所では、周りの人々と助け合い、絆が生まれる場面が多い。しかし、仮設住宅に入居すると、徐々にその連帯感が薄まる傾向があります。そこで、仮設住宅でも、周りの人々と接する空間が必要だと思いました」（伊東氏）。みんなでコミュニケーションを図り、憩える空間、それこそが人々が求める始原の建築なのではないかと伊東氏。

工房を起点として産業を興したい」という芦沢氏の当初の目標に近づくことになる。

社と協業で家具製作を行うなど、さまざまな活動に取り組みできた。

震災から1年が経った現在、芦沢氏は設計者として、これから石巻工房にどのように関わり、何をすべきだと考えているのか。

発足以降、各方面からさまざまな反響があったという石巻工房。地元の見光協会から「一緒に何かできないか」とオファーが来たことも成果の1つだ。特別な観光名所のない石巻市で、今後石巻工房を回遊ルートに加えたツアーを企画したり、土産品を工房で販売したりすれば、ものづくりの場としてだけでなく、「石巻

工房を起点として産業を興したい」という芦沢氏の当初の目標に近づくことになる。

このように、石巻工房の活動は順調で、ビジネスとして成立する算段も整ってきた。そんななか芦沢氏は、工房の運営は誰かに任せ、自らは身を引きたいと考えている。

「現在は各地からボランティアが来てくれたり、自治体から助成金が出たりするなど、周囲に助けられている状況です。しかし、いつまでもボランティアや助成金があるわけではありません。地元の人々からも、『頑張れと言われることに疲れた』『頭を下げることに疲れた』という声が聞かれます。もちろん、助けを必要としている人々はまだまだたくさんいますが、彼らは、そろそろ自分の力で歩きたい、自分たちでできるんだという自信を取り戻したいと感じているのでは」と芦沢氏は話す。



津波の被害を受けたビルを修復した「復興バー」。現在も定期的にイベントなどが開催され、賑わっている

「みんなの家」は木造平屋、床面積約40㎡の建物。畳の間、キッチン、縁側があり、薪ストーブが置かれ、ここでは人々が一緒に語り、くつろぎ、食事をします。既設の集会所とは渡り廊下でつながっている。伊東氏自らが仮設住宅の居住者との話し合いを重ね、どんな空間だったら住民に受け入れてもらえるのか協議し、住民が本場に必要とする建築を「みんなの家」として形にしていたものだ。

「私が訪れると、お酒やお餅をふるまってくれ、おかえりなさいと出迎えてくれます。みんなで楽器を演奏したりするなどさまざまな使い方がされているようです。みんなの家が多くて住民に受け入れられた場所となったことは本当に嬉しいですね」（伊藤氏）

伊東氏は震災を通し、安全性や機能・性能などを追求した近代主義的な建築ではなく、自然やコミュニティにきちんと向き合った建築をつくってきたい、という思いが強くなったという。震災などの自

「みんなの家」は木造平屋、床面積約40㎡の建物。畳の間、キッチン、縁側があり、薪ストーブが置かれ、ここでは人々が一緒に語り、くつろぎ、食事をします。既設の集会所とは渡り廊下でつながっている。伊東氏自らが仮設住宅の居住者との話し合いを重ね、どんな空間だったら住民に受け入れてもらえるのか協議し、住民が本場に必要とする建築を「みんなの家」として形にしていたものだ。



縁側を広くとり周辺に開かれた空間が広がる。住民の意見により花壇も設けられた（写真提供：仙台市）



「みんなの家」で語り合う住民たち。木材は熊本県からの支援によりまかなわれている（写真提供：仙台市）

然災害があった場合、自然やコミュニティに対し、規則や決まりごとで縛る傾向が強いが、人間的な極め細やかな対応をしていくことで、解決できる問題もあるのではないかと伊東氏は、若い設計者に「被災者をサポートするという気持ちだけでなく、自分の思想を再考し、抽象的なコンセプトではなく、被災地の人々と直に向き合ってほしい」と話す。

同プロジェクトのほか、岩手県釜石市のプロジェクトにもかかわるなど、震災復興に意欲を見せる伊東氏。さらに今後、今回の伊東氏の計画に

「みんなの家」に続くかたちで、若手の設計者などによる新たな「みんなの家」の計画も進められていくという。

感情論や理想論だけでは復興は成らない

— 芦沢啓治氏

自身のクライアントが宮城県石巻市にいたことがきっかけとなり、「石巻工房」を設立した芦沢啓治氏（芦沢啓治建築設計事務所）。これまで、被災したバーのリニューアルや、地元の学生とのベンチ制作・販売、さらには米国の家具メーカー、ハーマンミラー

かもしれない。

芦沢氏のこうしたある種冷静な視点は、震災直後から変わっていない。「私自身は、たまたまクライアントが現地にいたこともあり、『設計者に何かできるか』ととにかく何かしなければ」という思いや焦りを抱いたことは一度もありませんでした。悩んでいるヒマなどなかったと言ったほうがよいかもしれませんが、本場に何かをしたいのなら、悩む前に現地に行つて、その後のことはそのときに考えればよいと思っています」。

偶然現地にクライアントがいて、自らの職能を生かせる方法を模索した結果が石巻工房の設立であった、と芦沢氏は考えているようだ。「逆に熱い思いだけで動いてしまっ

てはうまくいかなくなってしまふこともあるのではないのでしょうか。たとえ復興のためにコミュニティスペースやビジネスセンターなどをつくろう、といった話を最近耳にしますが、そういうものをつくるのであれば、運営費の調

達や、それらの施設が数年後も継続的に活用されるための施策を同時に考えなければなりません。建物は運営こそが難しいのです。その意味で、ビジネスとして成立させる算段もなしに建物を建てるのは罪といえます。理想が先行してしまつては復興には役に立ちません」。

クライアントがいたことがきっかけで現地入りし、自分に適した復興への支援方法を模索して石巻工房を立ち上げ、ビジネスとして成立させたのち、自らは身を引き、一設計者に戻る——これが芦沢氏の活動の軌跡だ。理想や感情だけで動かず、中長期的なスパンで復興支援を行う。これも設計者にしかできない復興支援の1つのかたちといえるのかもしれない。

ふかひれ工場の復旧により街の再生に挑む

— 戸邊和美氏

東日本大震災が発生し1ヵ

月が過ぎたころ、知り合いの紹介がきっかけとなり、宮城県気仙沼市のふかひれ加工会社「石渡商店」の加工工場の復旧・コンサルティングを請け負うこととなった戸邊和美氏（アルファプランニングシステム）。2012年1月に着工した同プロジェクトを通し、戸邊氏が思う震災復興のかたちを伺った。

昨年4月に現地に入った戸邊氏がまず始めに直面した問題は、工場があった場所が確認できないことだったという。「登記所が流され、社屋の金庫に入れておいた建物の測量図も金庫ごと流されてしまい、わからなくなりました。またことには困りましたね。たまたま、測量登記を依頼していた測量事務所に測量図の控えが一部残存していた。検討の結果、当該敷地には、建築制限が定められていたため、別敷地でようやく復旧計画が動きだした。

その後、月に2回は気仙沼に赴き、打ち合わせを重ね、10月には開発事業の同意を取

得。その間、工場のスタッフは地元の名産を絶やすまいと、7月には仮工場でのふかひれ加工を始めた。「全国の物産展に積極的に参加し、商品とともに、石渡商店復興計画について精力的にアピールしてきました」（戸邊氏）。11月には建築確認申請許可を取得し、2012年1月に着工。2012年8月の竣工を目指す。

被災した方たちに設計者ができることについて、戸邊氏は「理想論を掲げるのではなく、被災した方たちが本当に必要としているものをつくり、提供することが設計者の役割なのではないか」と話す。実際、ふかひれは気仙沼の名産



地上2階建て、延べ面積1,457m²のふかひれ加工工場の完成イメージ

で、加工工場がないと気仙沼の名産ブランドが消えてしまう。それにより雇用も生まれず、長期的な視点での復興が望めない。特に加工工場で働く方は高齢者が多く、今からほかの職に就くのも難しいという現実がある。「建物を復旧させることはもちろん、地元の雇用促進・生活再建の一翼を担えれば」と戸邊氏は語る。

恒久的な復興住宅をめざして — 関谷真一氏

震災から1週間後、工学院大学建築学部・建築デザイン学科の後藤治教授のもとで、被災地での仮設住宅の必要性が迫られるなか、仮設ではなく最初から常設の復興住宅を建てることを目的とするプロジェクトが動き出した。仮設住宅は原則2年後には解体する必要があり、仮設住宅建設と撤去には500万円もの費用がかかる。低コストでスピー

ーディに建てられるのであれば、常設の建物を建てるメリットは十分あるのではないかと、その後藤氏の考えから、このプロジェクトはスタートした。

実際のプロジェクト進行を務めた、同大学客員研究員関谷真一氏（結設計室）にお話を伺った。

6月、宮城県石巻市北上町白浜の高台に、復興住宅11棟（木造平屋3棟、2階建て7棟）と1棟の共生の家（木造2階建て）の建築が始まった。プランはシンプルな田の字型とし、最小限の面積と設備水準を満たすことでローコスト化を実現。土地は工学院大学が地元の土地所有者から借地し、建物を建設。建物の所有は工学院大学で、建物を管理運営するNPO法人に無償で貸与する。そして、そのNPO法人が居住者に建物を転貸し、管理運営していくスキームだ。



石巻市北上町白浜住宅全景。津波の影響がない標高40~60mに建設した

づらくなるという問題にも配慮。施工管理は現地の街づくり会社「芽ぐみ」に依頼し、地元の工務店が大工職人を雇い建設を進めていった。「街全体で復興住宅をつくっていく意識が芽生えましたし、個人の復興住宅だけでなく、街の人が集まり自由に使える共生の家もあったため、地元住民の方とのコミュニケーションを図りながら計画を進めていくことができました」（関谷氏）。



復興住宅内観。できる限り東北の木材を使い、地元工務店・職人に任せ、地域経済の活性化を図った

設計者としては、さらによいものをつくり、地元住民の方々に以前よりもよかったと感じてもらえるような住まいづくりを目指したい」と話す。すでに建物はほぼ完成し、今後は庭など外構のランドスケープデザインを同大学の篠沢健太准教授を中心に進めていく予定だ。「その土地にあった植栽は何かなど、地元住民の方にヒアリングしながら計画を進めています。そうすることで、その土地に馴染み、地元住民の方々に愛着をもって使用してもらえる施設になると考えています。そのお手伝いができれば」と関谷氏は展望する。